

第十六回国会 建設委員会 議 録 第七号

昭和二十八年七月一日(水曜日)
午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事 内海 安吉君 理事 瀬戸山三男君
理事 田中 角榮君 理事 山下 榮二君
理事 逢澤 寛君 岡村利右衛門君
仲川房次郎君 赤澤 正道君
五十嵐吉藏君 村瀬 宣親君
志村 茂治君 三鍋 義三君
山田 長司君 中井徳次郎君
高木 松吉君 只野直三郎君

出席政府委員

建設政務次官 南 好雄君
建設事務官 師岡健四郎君
(住宅局長)
委員外の出席者 鮎川 幸雄君
建設事務官(住宅局長) 局住宅経済課長 専門員 西畑 正倫君

六月三十日

産業労働者住宅公社法案(志村茂治君外七十名提出、衆法第一二二号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

産業労働者住宅資金融通法案(内閣提出第八九号)
産業労働者住宅公社法案(志村茂治君外七十名提出、衆法第一二二号)

○久野委員長 これより会議を開きます。
まず産業労働者住宅公社法案を議題といたします。提案者より提案理由の

説明を聴取いたします。志村茂治君

産業労働者住宅公社法案

産業労働者住宅公社法

目次

- 第一章 総則(第一条―第八条)
- 第二章 産業労働者住宅審議会(第九条―第十二条)
- 第三章 役員及び職員(第十三条―第二十條)
- 第四章 業務(第二十一条―第三十六條)
- 第五章 財務及び会計(第三十七條―第七十二條)
- 第六章 産業労働者住宅債券(第七十三條―第八十一條)
- 第七章 監督(第八十二條―第八十四條)
- 第八章 雑則(第八十五條―第九十四條)
- 第九章 罰則(第九十五條―第九十七條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 産業労働者のために健康で文化的な生活を営むに足る住宅を建設し、これを産業労働者に対して低廉な家賃で貸付することに
より、産業労働者の生活の安定と労働能率の向上に寄与することを目的として、産業労働者住宅公社を設立する。

(定義)

第二条 この法律において「産業労働者」とは、労働基準法(昭和二十

二年法律第四十九号)の規定の適用を受ける労働者をいう。

(法人格)

第三条 産業労働者住宅公社(以下「公社」という。)は、公法上の法人とする。

(事務所)

第四条 公社は、主たる事務所を東京に置く。

2 公社は、主務大臣の認可を受け、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五条 公社の資本金は、五十億円とし、政府がその全額を出資する。但し、国会の議決を経て、これを増加することができる。

2 政府は、金銭以外の普通財産をもつて出資の目的とすることができ、この場合においては、その出資の額は、出資の全額の三分の一をこえることができない。

(登記)

第六条 公社は、主たる事務所の変更、従たる事務所の新設、第十八条の規定による代理人の氏名及び住所並びにその代理人をおいた事務所の他政令で定める事項について、政令で定める手続により登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七条 公社でない者は、産業労働

者住宅公社という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(法人に関する規定の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条、第五十条及び第五十四条の規定は、公社に準用する。

第二章 産業労働者住宅審議会

会

(設置)

第九条 建設省に産業労働者住宅審議会を置く。

(権限)

第十条 産業労働者住宅審議会(以下「審議会」という。)は、主務大臣の諮問に応じ、この法律によりその権限に属せられた事項その他公社の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

(組織)

第十一条 審議会は、左に掲げる者につき建設大臣が任命する委員十二人以内をもつて組織する。

一 建設事務次官

二 労働事務次官

三 大蔵事務次官

四 産業労働者を代表する者

五 学識経験のある者

五人以上

2 前項第四号及び第五号に掲げる者につき任命する委員の任期は、

三年とする。但し、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

4 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

(政令への委任)

第十二条 この章に定めるものの外、審議会の運営その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 役員及び職員

(役員)

第十三条 公社に、役員として、總裁一人、理事六人及び監事二人を置く。

(役員の職務及び権限)

第十四条 總裁は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、總裁の定めるところにより、公社を代表し、總裁を補佐して公社の業務を掌理し、總裁に事故があるときにはその職務を代理し、總裁が欠員のときにはその職務を行う。

3 監事は、公社の業務を監査する。

(役員の任命)

第十五条 總裁及び監事は、審議会が推薦した者の中から、内閣の承認を得て主務大臣が任命する。

2 理事は、總裁が主務大臣の認可を受けて任命する。

(役員任期)

第十六条 役員の任期は、四年とする。但し、最初の任命に係る理事のうち三人及び監事のうち一人の任期は、それぞれ二年とする。

2 役員が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならない。

3 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表権の制限)

第十七条 公社と總裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が公社を代表する。

(代理人の選任)

第十八条 總裁は、公社の職員の中から、従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十九条 公社の職員は、總裁が任命する。

(役員及び職員の地位及び給与)

第二十条 公社の役員及び職員(常時公社に勤務して一定の報酬を受ける職員であつて、二箇月以内の期間を定めて雇用される者以外の者をいう。第八十五条に規定する場合を除き、以下同じ)は、国家公務員とする。

2 公社の役員及び職員は、国家公務員としての給与を受ける。但し、總裁は、公社の役員及び職員に対して、その受ける俸給の百分

の二十に相当する金額をこえない範囲内において、主務大臣の承認を受けて、特別手当を支給することができる。この場合において、主務大臣が承認を与えようとするときは、人事院に協議しなければならない。

3 前項の特別手当は、一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の規定による俸給とはしない。

第四章 業務

第二十一条 公社は、第一条の目的を達成するため、主務大臣の定める計画及び指示に従ひ、左に掲げる業務を行う。

一 産業労働者の居住の用に供する家屋又は家屋の部分(以下「住宅」という。)の建設(新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないものの購入を含む。以下同じ)及びこれに附随する土地又は借地権の取得

二 産業労働者への住宅の賃貸及び家賃の徴収

三 その他必要な業務

(住宅の建設基準等)

第二十二条 公社が建設する住宅は、安全上、衛生上及び耐久上必要な規模、構造及び設備を有するものとする。また、集团的に建設されるように努めなければならない。

2 前項に規定する住宅は、一戸当りの床面積が二十九平方メートルをこえ六十七平方メートルまでのものであつて、且つ、建設費(購

入の場合にあつては、購入価額。以下同じ)が主務大臣の定める価額をこえるものであつてはならない。

3 第一項に規定する住宅の構造について必要な技術的事項は、主務省令で定める。

4 第二項の建設費は、地域別及び住宅の構造別に、産業労働者が健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の建設のため通常必要な費用を参し、且つ、公社が主務大臣の承認を得て定める。これを變更しようとするときは、また同様とする。

5 公社は、前項の規定により建設費を定め、又は變更したときは、主務省令で定める方法により、これを公表しなければならない。

(住宅の敷地の選定基準等)

第二十三条 公社が建設する住宅の敷地は、安全上及び衛生上良好な土地であるとともに、その位置は、産業労働者の日常生活の利便の増進及び労働能率の向上に寄与するように選定なければならない。

2 前項に規定する住宅の敷地又はその借地権の取得の価額(以下「取得価額」という。)は、主務大臣の定める価額をこえるものであつてはならない。

3 前項の取得価額は、地域別の単位面積当りの取引価額の平均及び当該土地に建設されるべき、又は建設された住宅の床面積を参し、且つ、公社が主務大臣の承認を得て定める。これを變更しようとするときは、また同様とする。

4 公社は、前項の規定により取得価額を定め、又は變更したときは、主務省令で定める方法により、これを公表しなければならない。

(入居者の選考)

第二十四条 公社は、第二十一条第二号の規定による賃貸の業務を行う場合においては、入居の申込をした産業労働者の入居を必要とする事由を充分に審査し、且つ、当該産業労働者の総数を参し、且つ、主務省令で定める選考基準に従ひ、公社から住宅の賃貸を受けるべき産業労働者を公正に選定しなければならない。

2 主務大臣は、前項の選考基準を定めるにあつては、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。

(家賃の決定等)

第二十五条 公社が建設する住宅の家賃は、政令の定めるところにより、主として産業労働者の住居費の負担能力を考慮して、近隣における公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)の規定による公営住宅の家賃を基準として、公社が定める。

2 家賃を前項に規定する方法により定めたことに因つて公社に生じた損失は、予算の範囲内において、政府の定めるところにより、政府が補償する。

(家賃の減免等)

(家賃の変更等)

第二十七条 公社は、左の各号の一に該当する場合においては、主務大臣の承認を得て、第二十五条の規定による家賃を變更し、又は同条第一項の規定にかかわらず家賃を別に定めることができる。

一 物価の変動に伴い家賃を變更する必要があると認めるとき。

二 住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。

三 住宅について改良を施したとき。

2 公社は、前項の規定により家賃を變更し、又は家賃を別に定めようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(入居者の選考方法及び家賃の報告)

第二十八条 公社は、公社から住宅の賃貸を受けるべき産業労働者の選考方法及び家賃を定め、又は變更したときは、主務省令の定めるところにより、一箇月以内に、主務大臣に報告しなければならない。

(家賃以外の金品徴収の禁止)

第二十九条 公社は、公社から住宅の賃貸を受けた者(以下「入居者」という。)から、住宅の使用に關し、家賃を除く外、権利金その他の金品を徴収することができない。

(業務方法書)

第三十条 公社は、業務開始の際、業務方法書を定め、これを主務大臣に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しよう

とするときも、また同様とする。

2 前項の業務方法書には、公社が建設する住宅の規模及び規格に関する基準、住宅の敷地の選定に関する基準、火災保険契約の締結、住宅の維持補修の義務、住宅の賃貸を受けるべき産業労働者の選定の方法、家賃、住宅の譲渡、入居者の行う住宅の大修繕又は改築に対する公社の承認その他の住宅の賃貸について必要な条件を記載しなければならない。

（事業計画及び資金計画）

第三十一条 公社は、毎事業年度において、当該事業年度の予算の添附書類に定める計画に適合するように、四半期ごとの事業計画及び資金計画を作成し、これを主務大臣に提出し、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

2 主務大臣は、前項の規定により資金計画について認可しようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

（入居者の保管義務）
第三十二条 入居者は、当該住宅について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者は、当該住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。但し、公社の承認を得たときは、当該住宅の一部を他の者に貸すことができる。

3 入居者は、当該住宅の用途を変更してはならない。但し、公社の承認を得たときは、他の用途に併用することができる。

用することができる。

4 入居者は、当該住宅を模様替し、又は増築してはならない。但し、公社の承認を得たときは、この限りでない。

（住宅の明渡）

第三十三条 公社は、入居者が左の各号の一に該当する場合においては、当該入居者に対して、その住宅の明渡を請求することができる。但し、第六号の場合においては、失業保険法（昭和二十二年法律第四十六号）の規定により失業保険金の支給を受ける者については、この限りでない。

一 不正の行為によつて入居したとき。

二 家賃を三箇月以上滞納したとき。

三 住宅を故意に損壊したとき。

四 前条の規定に違反したとき。

五 第三十六条の規定に基づく管理事項に違反したとき。

六 入居者が産業労働者でなくなつたとき。

2 入居者は、前項の規定による明渡の請求を受けたときは、遅滞なく当該住宅を明け渡さなければならない。

（住宅監理員）

第三十四条 公社は、住宅の監理に関する事務をつかさどり、住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるために、住宅監理員を置かなければならない。

2 住宅監理員は、總裁がその職員の中から命ずる。
（住宅の処分）

第三十五条 公社は、住宅が災害その他特別の事由によりこれを引き続いて管理することが不適当であると認めるときは、主務大臣の承認を得て、譲渡その他の処分をすることが出来る。

（管理に関する主務命令への委任）
第三十六条 この法律で定めるものの外、住宅の管理について必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 財務及び会計

（総則）

第三十七条 公社の財務及び会計に關しては、この章の定めるところによる。

（事業年度）
第三十八条 公社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（経理原則）
第三十九条 公社の財務及び会計に關しては、財産の増減及び異動をその發生の事實に基いて経理するものとする。

（予算の弾力性）
第四十条 公社の予算には、その事業を企業的に經營することができるよう、需要の急激な増加、經濟事情の変動その他予測することができない事態に應ずることが出来る弾力性を与えるものとする。

（予算の作成及び提出）
第四十一条 公社は、毎事業年度の予算を作成し、これに当該事業年度の事業計画、資金計画その他参考となる事項に關する書類を添え、主務大臣に提出しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定により

予算の提出を受けたときは、大蔵大臣と協議して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならぬ。

3 内閣は、前項の決定をしたときは、その予算を、国の予算とともに、国会に提出しなければならない。

4 前項の予算には、第一項に規定する添附書類を附するものとする。

（予算の内容）
第四十二条 公社の予算は、予算総則、収入支出予算、継続費及び債務負担行為とする。

（予算総則）
第四十三条 予算総則には、収入支出予算、継続費及び債務負担行為に關する総括的規定（予算に与えられる第四十条に規定する弾力性の範囲を定める規定を含む）を設ける外、左の事項に關する規定を設けるものとする。

一 第四十七条第二項の規定による債務負担行為の限度額

二 第五十三条第二項の規定による経費の指定

三 第五十四条第一項但書の規定による経費の指定

四 長期借入金、一時借入金及び産業労働者住宅債券の限度額

五 役員及び職員に対して支給する給与の総額

六 その他予算の実施に關し必要な事項

（収入支出予算）
第四十四条 収入支出予算は、勘定の別に区分し、勘定ごとに、収入にあつてはその性質、支出にあつ

てはその目的に従つて更に区分する。

（予備費）
第四十五条 災害の復旧その他避けることができない事由による支出予算の不足を補うため、公社の予算に予備費を設けることができる。

（継続費）
第四十六条 公社は、工事その他の完成に數事業年度を要するものについて、特に必要があるときは、経費の総額及び年割額を定め、あらかじめ予算をもつて国会の議決を経て、その議決するところに従い、數事業年度にわたつて支出することが出来る。

（債務負担行為）
第四十七条 公社は、法律に基くもの又は支出予算の金額若しくは継続費の総額の範囲内におけるものの外、債務負担行為をするには、あらかじめ予算をもつて国会の議決を経なければならない。

2 公社は、前項に規定するものの外、災害の復旧その他緊急の必要があるときは、毎事業年度、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内において、債務負担行為をすることが出来る。

（予算の議決）
第四十八条 予算の国会の議決に關しては、国の予算の議決の例による。

第四十九条 政府は、公社の予算が成立したときは、直ちにその旨を公社に通知しなければならない。

2 公社は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を実

施することができない。

3 政府は、第一項の規定により公社に通知したときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

(追加予算)

第五十条 公社は、予算作成後に生じた避けることができない事由により必要がある場合に限り、追加予算を作成し、これに当該予算に係る事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、主務大臣に提出することができる。

2 第四十一条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による追加予算に準用する。

(予算の修正)

第五十一条 公社は、前条第一項の場合を除く外、予算の成立後に生じた事由に基いて既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、予算を修正し、これに当該予算に係る事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、主務大臣に提出することができる。

2 第四十一条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による予算の修正に準用する。

(暫定予算)

第五十二条 公社は、必要に応じ、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該予算に係る事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、主務大臣に提出することができる。

2 第四十一条第二項から第四項ま

での規定は、前項の規定による暫定予算に準用する。

3 暫定予算は、当該事業年度の予算が成立したときは、失効するものとし、暫定予算に基づく支出又はこれに基づく債務の負担があるときは、これを当該事業年度の予算に基いてしたものとする。

(予算の流用)

第五十三条 公社は、予算については、当該予算に定める目的の外に使用してはならない。但し、予算の実施上適当且つ必要であるときは、第四十四条の規定による区分にかかわらず、彼此流用することができる。

2 公社は、予算で指定する経費の金額については、主務大臣の承認を受けなければ、前項但書の規定によりこれを他に流用することができない。

(予算の繰越)

第五十四条 公社は、予算の実施上特に必要であるときは、支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出を終らなかつたものを、翌事業年度に繰り越して使用することができる。但し、予算で指定する経費の金額については、あらかじめ主務大臣の承認を受けなければならない。

2 公社は、繰越費の毎事業年度の年割額に係る支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出を終らなかつたものを、繰越費に係る工事の完成年度まで、順次繰り越して使用することができる。公社は、前二項の規定による繰越をしたときは、事項ごとにその

金額を明らかにして、主務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

(資金計画)

第五十五条 公社は、国会の議決を経た予算に基いて、四半期ごとに資金計画を定め、主務大臣及び会計検査院に提出しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 大蔵大臣は、前項の規定により提出された資金計画が国の資金の状況により実施することができなると認めるときは、その実施することができない限度を、主務大臣を経て公社に通知しなければならない。

3 公社は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に基いて資金計画を変更しなければならない。

(収入支出等の報告)

第五十六条 公社は、政令の定めるところにより、債務負担行為により負担した債務の金額並びに収入し、及び支出した金額を、毎月、主務大臣及び会計検査院に報告しなければならない。

(決算)

第五十七条 公社は、毎事業年度の決算を翌年度六月三十日まで完了結しなければならない。

第五十八条 公社は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、決算完了後、一箇月以内に主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。公社は、前項の規定により主務

大臣の承認を受けたときは、その財務諸表を公告しなければならない。

第五十九条 公社は、毎事業年度、予算の区分に従い、その実施の結果を明らかにした報告書を作成し、前条第一項の規定により主務大臣の承認を受けた当該事業年度の財務諸表とともに、主務大臣に提出しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定により報告書及び財務諸表(以下「決算書類」という。)の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

3 第一項に規定する報告書の形式及び内容は、主務省令で定める。

第六十条 内閣は、前条第二項の規定により公社の決算書類の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までこれを会計検査院に送付しなければならない。

2 内閣は、会計検査院の検査を経た公社の決算書類を、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第六十一条 公社は、毎事業年度、経営上利益を生じた場合において、前事業年度から繰り越した損失の補てんに充て、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 公社は、毎事業年度、経営上損失を生じた場合において、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足の額は、繰越欠損金として整

理しなければならない。

(借入金)

第六十二条 公社は、主務大臣の認可を受けて、長期借入金又は一時借入金をすることができ。

2 前項の規定による長期借入金及び一時借入金の限度額については、予算をもつて国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。但し、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4 同項但書の規定により借り換えた一時借入金は、一年以内に償還しなければならない。

第六十三条 公社は、国会の議決を経た長期借入金の限度額のうち、当該事業年度において借入をしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、支出予算の繰越額及び前事業年度から持ち越した未払金の金額の範囲内で、翌事業年度において、長期借入金をすることができ。

(政府からの貸付)

第六十四条 政府は、公社に対し、長期又は一時の資金の貸付をする

(国庫余裕金の一時使用)

第六十五条 政府は、前条の一時の資金の貸付に代えて、当該事業年度内に限り、国庫余裕金を公社に一時使用させることができる。前項の規定により一時使用させ

る金額については、大蔵大臣の定めるところにより、相当の利息を附するものとする。

(償還計画)

第六十六条 公社は、毎事業年度、長期借入金金の償還計画をたてて、主務大臣の承認を受けなければならない。

(現金の取扱)

第六十七条 公社は、業務に係る現金を国庫に預託しなければならない。但し、業務上必要があるときは、政令の定めるところにより、郵便局又は銀行その他大蔵大臣が指定する金融機関に預け入れることができる。

2 前項本文の規定により国庫に預託する金額については、大蔵大臣の定めるところにより、相当の利息を附するものとする。

(会計職員)

第六十八条 総裁により契約を締結する職員として任命された者は、契約の締結に関し、総裁により現金の出納を命令する職員として任命された者は、債務者に対する支払の請求に関し、総裁により現金の出納をする職員として任命された者(以下「現金出納職員」という。)は、現金の支払及び受領に関し、総裁により物品の出納をする職員として任命された者(以下「物品出納職員」という。)は、物品の引渡及び受領に関し、それぞれ総裁を代理する。

第六十九条 総裁は、現金出納職員又は物品出納職員が善良な管理者の注意を怠り、その保管に係る現金又は物品を亡失し損し、公社に

損害を与えたときは、その損害の弁償を命じなければならない。

2 前項の規定により弁償を命ぜられた現金出納職員又は物品出納職員は、その責を免がれるべき理由があると思ふときは、会計検査院の検定を求めることができる。但し、弁償を命ぜられた時から起算して五年を経過したときは、この限りでない。

3 前項の場合において、会計検査院が現金出納職員又は物品出納職員に弁償の責がないと検定したときは、総裁は、その弁償の命令を取り消し、既納に係る弁償金を直ちに還付しなければならない。

(会計規程)

第七十条 公社は、その会計に關し、この法律及びこれに基く政令に定めるものの外、会計規程を定めなければならない。

2 公社は、前項の会計規程を定めるときは、その基本的事項について、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

3 公社は、第一項の会計規程を定めたときは、直ちにこれを主務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

(会計検査)

第七十一条 公社の会計については、会計検査院が検査する。

(大蔵大臣との協議)

第七十二条 主務大臣は、第六十二条第一項及び第三項の認可並びに第六十六条の承認をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第六章 産業労働者住宅債券

(産業労働者住宅債券の発行)

第七十三条 公社は、主務大臣の認可を受けて、払込資本金額の十倍を限り、産業労働者住宅債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

(債券の形式等)

第七十四条 債券は、額面金額五百円以上とし、無記名利息附とする。但し、応募者又所有者の請求により記名式とすることを妨げない。

2 債券は、割引の方法をもつて、発行することができる。

(限度外発行)

第七十五条 公社は、債券借換のため、一時第七十三条に定める制限によらないで債券を発行することができる。

2 公社は、前項の規定により債券を発行した場合においては、発行後一箇月以内にその発行額面金額に相当する旧債券を償還しなければならない。

(消滅時効)

第七十六条 債券の消滅時効は、元金にあつては十五年、利息にあつては五年で完成する。

(先取特権)

第七十七条 債券の所有者は、公社の財産については他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法の規定による。一般の先取特権に次ぐものとする。

(債券発行の委任)

第七十八条 公社は、主務大臣の認

可を受けて、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百一十一条までの規定を準用する。

(政府の債券引受)

第七十九条 政府は、債券の引受をするることができる。

(借入金に關する規定等の準用)

第八十条 第六十二条第二項、第六十三条、第六十六条及び同条に係る第七十二条の規定並びに所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)及び登録税法(明治二十九年法律第二十七号)中社債に關する規定は、債券に準用する。

(政令への委任)

第八十一条 この法律で定めるものの外、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

第七章 監督

(監督)

第八十二条 公社は、主務大臣が監督する。但し、公社を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この章に規定するものの外、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公社に対して業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(業務方法書の変更命令)

第八十三条 主務大臣は、公社から住宅の賃貸を受けるべき産業労働者の選考の方法又は家賃が著しく適正を欠き、その他公社の行い事

業について入居者の利便を阻害している事実があると認めるときは、審議会の意見を聞いた上で、公社に対して、業務方法書の変更を命ずることができる。

(報告)

第八十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、公社からその業務に關する報告を徴することができる。

第八章 雑則

(審査の請求)

第八十五条 入居者は、主務省令の定めるところにより、公社の行い事業について入居者の利便を不当に阻害している事実があると認められるときは、公社を経て、主務大臣に審査の請求をすることができる。

2 主務大臣は、前項の審査の請求を受けたときは、明らかに審査の請求に係る事実がないと認める場合を除き、その職員をして当該審査の請求をした者及び公社について聴聞させなければならない。

3 主務大臣は、前項の規定によりその職員をして聴聞をさせる場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めて、その職員をしてその意見を聴取させなければならない。

4 前項の規定により出頭を求められた参考人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

5 主務大臣は、前四項の規定による審査の結果、公社について第一項の規定に該當する事実があると認めたときは、第八十三条の規定

による処分をし、若しくは必要な指示をし、又は適当な措置をとるべきことを勧告することができ

(恩給)

第八十六条 公社の役員又は職員

のうち、この法律の施行の際現に恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員であつて引き続き公社の役員又は職員となつた者(その公務員がこの法律の施行後引き続き公社の役員又は職員となつた場合及びこの法律の施行の際又はこの法律の施行後引き続き公社の役員又は職員となつた場合)は、同法第十九条に規定する公務員となり、更に公社の役員又は職員となつた場合における当該役員又は職員を含む。は、同法第二十条第二項第十号に規定する文官とする。

2 恩給の給与等については、公社を行政庁とみなし、恩給法第五十九条の規定により公社の役員又は職員が納付すべき金額は、同条の規定にかかわらず、公社に納付するものとする。

(共済組合)

第八十七条 公社の役員及び職員

は、国に使用される者で国庫から報酬を受けるものとみなし、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定を準用する。この場合において、同法中「各省各庁」とあるのは「産業労働者住宅公社」と、「各省各庁の長」とあるのは「産業労働者住宅公社総裁」と、第六十九条及び第九十二条中「国庫」とあるのは「産業労働者住宅公社」と、第七十三条第二項、第七十五条第二項及び第九十八条中「政府を代表する者」とあるのは「産業労働者住宅公社を代表する者」と読み替へるものとする。

宅公社」と、第七十三条第二項、第七十五条第二項及び第九十八条中「政府を代表する者」とあるのは「産業労働者住宅公社を代表する者」と読み替へるものとする。

法令を準用する。
(主務大臣、主務省令)
第九十三条 この法律における主務大臣は、建設大臣及び労働大臣とし、主務省令は、建設省令・労働省令とする。

(健康保険等)

第八十八条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第十二条第一項及び厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第十六条ノ二の規定の適用については、公社の役員及び職員は、国に使用されるものとみなす。

(災害補償)

第八十九条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三条第三項の規定の適用については、公社の事業は、国の直営事業とみなす。

(失業保険)

第九十条 失業保険法第七条の規定の適用については、公社の役員及び職員は、国に使用されるものとみなす。

第九十一条 国庫は、公社がその役員及び職員に対しその離職に基づく給付として失業保険法に規定する保険給付の内容をこえる給付を行う場合には、同法に規定する給付に相当する部分につき同法第二十八條第一項に規定する国庫の負担と同一割合によつて算定した金額を負担する。

(他の法令の準用)

第九十二条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)その他政令で定める法令については、政令の定めるところにより、公社を国の行政機関とみなして、これらの

第九十三条 この法律の施行のため

第九十四条 この法律の施行のため

第九十五条 公社の役員又は職員が

第九十六条 左の場合においては、

第九十七条 第七條の規定に違反し

第九十八条 第七條の規定に違反し

第九十九条 第七條の規定に違反し

第一百条 第七條の規定に違反し

第一百一条 第七條の規定に違反し

第一百二条 第七條の規定に違反し

第一百三条 第七條の規定に違反し

第一百四条 第七條の規定に違反し

第一百五条 第七條の規定に違反し

第一百六条 第七條の規定に違反し

第一百七条 第七條の規定に違反し

第一百八条 第七條の規定に違反し

第一百九条 第七條の規定に違反し

第一百十条 第七條の規定に違反し

第一百十一条 第七條の規定に違反し

第一百十二条 第七條の規定に違反し

第一百十三条 第七條の規定に違反し

第一百十四条 第七條の規定に違反し

第一百十五条 第七條の規定に違反し

第一百十六条 第七條の規定に違反し

第一百十七条 第七條の規定に違反し

第一百十八条 第七條の規定に違反し

第一百十九条 第七條の規定に違反し

第一百十条 第七條の規定に違反し

第一百十一条 第七條の規定に違反し

第一百十二条 第七條の規定に違反し

第一百十三条 第七條の規定に違反し

第一百十四条 第七條の規定に違反し

第一百十五条 第七條の規定に違反し

第一百十六条 第七條の規定に違反し

第一百十七条 第七條の規定に違反し

第一百十八条 第七條の規定に違反し

第一百十九条 第七條の規定に違反し

第一百十条 第七條の規定に違反し

第一百十一条 第七條の規定に違反し

第一百十二条 第七條の規定に違反し

第一百十三条 第七條の規定に違反し

第一百十四条 第七條の規定に違反し

第一百十五条 第七條の規定に違反し

第一百十六条 第七條の規定に違反し

第一百十七条 第七條の規定に違反し

第一百十八条 第七條の規定に違反し

第一百十九条 第七條の規定に違反し

第一百十条 第七條の規定に違反し

第一百十一条 第七條の規定に違反し

第一百十二条 第七條の規定に違反し

第一百十三条 第七條の規定に違反し

第一百十四条 第七條の規定に違反し

第一百十五条 第七條の規定に違反し

第一百十六条 第七條の規定に違反し

第一百十七条 第七條の規定に違反し

第一百十八条 第七條の規定に違反し

第一百十九条 第七條の規定に違反し

第一百十条 第七條の規定に違反し

第一百十一条 第七條の規定に違反し

第一百十二条 第七條の規定に違反し

第一百十三条 第七條の規定に違反し

第一百十四条 第七條の規定に違反し

第一百十五条 第七條の規定に違反し

第一百十六条 第七條の規定に違反し

第一百十七条 第七條の規定に違反し

簡月を限り適用しない。

8 建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十三号の三の次に次の一号を加える。

二十三の四 産業労働者住宅公社の業務の監督その他産業労働者住宅公社法(昭和二十八年法律第号)の施行に関する事務を管理すること。

第十條第一項の表中住宅対策審議会

の項の次に次の一項を加える。

建設大臣及び労働大臣の諮問に應じて産業労働者住宅公社の業務の運営に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政庁に建議し、その他産業労働者住宅公社法(昭和二十八年法律第号)に基く権限を行うこと。

9 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第四十三号の次に次の一号を加える。

四十三の二 産業労働者住宅公社の業務の監督その他産業労働者住宅公社法(昭和二十八年法律第号)の施行に関する事務を管理すること。

10 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第七條の規定は、この法律施行の際現に産業労働者住宅公社又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六

第七條の規定は、この法律施行の際現に産業労働者住宅公社又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六

第七條の規定は、この法律施行の際現に産業労働者住宅公社又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六

第七條の規定は、この法律施行の際現に産業労働者住宅公社又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六

第七條の規定は、この法律施行の際現に産業労働者住宅公社又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六

第七條の規定は、この法律施行の際現に産業労働者住宅公社又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六

第七條の規定は、この法律施行の際現に産業労働者住宅公社又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六

第七條の規定は、この法律施行の際現に産業労働者住宅公社又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六

第七條の規定は、この法律施行の際現に産業労働者住宅公社又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六

第七條の規定は、この法律施行の際現に産業労働者住宅公社又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六

第七條の規定は、この法律施行の際現に産業労働者住宅公社又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六

第七條の規定は、この法律施行の際現に産業労働者住宅公社又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六

第七條の規定は、この法律施行の際現に産業労働者住宅公社又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六

第七條の規定は、この法律施行の際現に産業労働者住宅公社又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六

第七條の規定は、この法律施行の際現に産業労働者住宅公社又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六

第七條の規定は、この法律施行の際現に産業労働者住宅公社又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六

第七條の規定は、この法律施行の際現に産業労働者住宅公社又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六

第七條の規定は、この法律施行の際現に産業労働者住宅公社又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六

第七條の規定は、この法律施行の際現に産業労働者住宅公社又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六

第七條の規定は、この法律施行の際現に産業労働者住宅公社又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六

第七條の規定は、この法律施行の際現に産業労働者住宅公社又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六

第七條の規定は、この法律施行の際現に産業労働者住宅公社又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六

第七條の規定は、この法律施行の際現に産業労働者住宅公社又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六

第七條の規定は、この法律施行の際現に産業労働者住宅公社又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六

第七條の規定は、この法律施行の際現に産業労働者住宅公社又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六

第七條の規定は、この法律施行の際現に産業労働者住宅公社又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六

第七條の規定は、この法律施行の際現に産業労働者住宅公社又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六

第七條の規定は、この法律施行の際現に産業労働者住宅公社又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六

第七條の規定は、この法律施行の際現に産業労働者住宅公社又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六

第七條の規定は、この法律施行の際現に産業労働者住宅公社又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六

第七條の規定は、この法律施行の際現に産業労働者住宅公社又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六

第七條の規定は、この法律施行の際現に産業労働者住宅公社又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六

第七條の規定は、この法律施行の際現に産業労働者住宅公社又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六

- 第十一條第六号中「及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第七十條第二項」を「日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第七十條第二項及び産業労働者住宅公社法(昭和二十八年法律第 号)第六十九條第二項」に改める。
- 第二十九條第六号中「及び日本電信電話公社法第七十條第二項」を「日本電信電話公社法第七十條第二項及び産業労働者住宅公社法第六十九條第二項」に改める。
- 登録税法の一部を次のように改正する。
- 第十九條第一号ノ三の次に次の一号を加える。
- 一ノ四 産業労働者住宅公社自己ノ為ニスル登記又ハ登録印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
- 第五條第六号ノ五ノ二の次に次の一号を加える。
- 六ノ五ノ三 産業労働者住宅公社ノ為ニスル証書、帳簿
- 所得税法の一部を次のように改正する。
- 第三條第四号の次に次の一号を加える。
- 四の二 産業労働者住宅公社
- 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
- 第四條第二号中「日本電信電話公社」の下に「産業労働者住宅公社」を加える。
- 15 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
- 第二十四條第三号、第二百九十六條、第三百四十八條第一項、第七百四條及び第七百四十三條第三号中「日本電信電話公社」の下に「産業労働者住宅公社」を加える。
- 16 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第十四号)の一部を次のように改正する。
- 第一條第二項中「住宅金融公庫」の下に「産業労働者住宅公社」を加える。
- 17 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
- 第四條第二項中「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける職員(同法第二十二條第一項及び第二項の職員を除く。）」の下に「及び産業労働者住宅公社の役員」を加える。
- 18 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律(昭和二十五年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。
- 第二條中「及び日本電信電話公社」を「日本電信電話公社及び産業労働者住宅公社」に改める。
- 19 国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和二十六年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
- 第一條第三項中「及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第八十條第一項」を「日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第八十條第一項及び産業労働者住宅公社法(昭和二十八年法律第 号)第八十七條」に改める。
- 20 昭和二十六年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和二十六年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。
- 第一條第三項中「及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第八十條第一項」を「日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第八十條第一項及び産業労働者住宅公社法(昭和二十八年法律第 号)第八十七條」に改める。
- 21 恩給法の一部を次のように改正する。
- 第二十條第二項第十号中「及び住宅金融公庫」を「住宅金融公庫及び産業労働者住宅公社」に改める。
- 22 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。
- 第九條第一項中「日本電信電話公社」の下に「産業労働者住宅公社」を加える。
- 第十條第一項中「及び日本電信電話公社」を「日本電信電話公社及び産業労働者住宅公社」に、「及び日本電信電話公社総裁」を「日本電信電話公社総裁及び産業労働者住宅公社総裁」に改める。
- 23 国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律(昭和二十四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。
- 第四條中「及び日本電信電話公社」を「日本電信電話公社及び産業労働者住宅公社」に改める。
- 24 政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。
- 第十四條中「日本電信電話公社」の下に「産業労働者住宅公社」を加える。
- 25 国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
- 第一條第一項中「日本電信電話公社」の下に「産業労働者住宅公社」を加える。
- 26 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
- 第二條中「日本電信電話公社」の下に「産業労働者住宅公社」を加える。
- 27 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。
- 第十條第一項第六号中「日本電信電話公社」の下に「産業労働者住宅公社」を加える。
- 28 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。
- 第四百五十五條第一項中「又は日本電信電話公社」を「日本電信電話公社又は産業労働者住宅公社」に改め、「公営住宅」の下に「産業労働者住宅」を加える。
- 第百六十六條第一号中「又は日本電信電話公社」を「日本電信電話公社又は産業労働者住宅公社」に改める。
- 29 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。
- 第三條第三十号中「国又は地方公共団体」を「国、地方公共団体又は産業労働者住宅公社」に改める。
- 30 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
- 第三十五條中「若しくは日本電信電話公社」を「日本電信電話公社若しくは産業労働者住宅公社」に改める。
- 31 鉄道債券及び電信電話債券等に対する政府の元利払の保証に関する法律(昭和二十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。
- 題名中「及び電信電話債券」を「電信電話債券及び産業労働者住宅債券」に改める。
- 本則中「及び日本電信電話公社」を「日本電信電話公社及び産業労働者住宅公社」に、「及び電信電話債券」を「電信電話債券及び産業労働者住宅債券」に改める。
- 志村委員 ただいま上程されました産業労働者住宅公社法案について、その提案の理由を説明いたします。この公社法案は、労働者住宅について三つの大きな問題、すなわち歴大な住宅の不足、杜宅政策の弊害の除去

産業労働者の家賃支払い能力、以上三つの要件を解決するものとして立案したものであります。

第一に、現在すでに百十九万戸に上ると推算されております産業労働者の住宅不足は、今後建設されるものと見込まれる民間住宅、社宅等を考慮に入れます。なお本年々五、六万戸ぐらゐの住宅を、国家の手によつて建築されるものでなければ、現在の不足状態とどまることさえもできないような窮迫した状態になつてゐるのであります。しかしながら、一方財政上の拘束等も考慮しなければならぬので、この矛盾を解決するためには、あつた限りの方法によつて民間資金を動員し、豊富な建設資金を調達することと、さらに一時的な国家資金の需要を長期的な家賃補助に切りかえること等によつて緩和する措置を講ずる必要があるものであります。

また第二に、産業労働者のために住宅を建設するにあたりましては、労働組合の健全な発達を期するため、従来の社宅政策に見られたような、入居する労働者が温情主義のとりことなつたり、あるいは失業は家を失ふことを意味するようにならないような方法を講ずる必要があります。そのためには、国家あるいは公共機関の手によつて、住宅の建設事業が計画され実行されなければならないと思つております。

第三に、産業労働者の生計費の構造の事態は食料費として収入の四八・二%を支出し、さらに日本人の生活様式では、最も必需品の高い光熱費を加えますときに、五二%以上になるようなエンゲル係数を示しております。従つて住居費として現在以上の金額を支

払ふことは、一般的にいつても不可能に近いものと考えざるを得ないのであります。せいゝ、公営住宅の家賃の程度しか支払えないのが実情であります。建設費から算出される家賃は、建設費の格好のものの、耐火構造の十二坪のものは月額六千円以上になりますので、産業労働者の住宅問題は、原価計算主義ではもはや解決されず、社会保険制度の一つとして取上げ、その差額を国家が補給するのでなければ解決できないのであります。住宅公社は社債の発行能力が大きく、その資金がたゞい経営者からの借入金でありまして、労働者からの直接的なつながりは一応は遮断され、かつ公社はその性格からいつて国家補償の対象となり得る資格を備えておりますので、この種の住宅建設のためには最も適当な手段と考へるのであります。

以上が本案提出の目的及び要旨であります。何とぞ御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○久野委員長 次に産業労働者住宅資金融通法案を議題といたしまして、質疑に入ります。質疑の通告がございますから、通告順に従つてこれを許します。中井徳次郎君。

○中井(徳)委員 今回政府が産業労働者住宅資金融通法案を御提出になりましたにつきましては、現在の日本の住宅難の現況、特に勤労階級の住宅不足の現況から見まして、まことに、時期は少しおそ過ぎたとは思いますが、出さないうちはまじでございまして、非常にけつこうだと存するのであります。その内容を拝見いたしますと、私どもの立場といたしましては、必ずし

もこれで満足であるというふうに考へるわけには行かないのであります。そういうことにつきまして、以下二、三お尋ねを申し上げたい、また意見を申し述べたい、かように考へるのであります。

まず第一に、この法案の適用の範囲であります。さきに住宅の小委員会でも問題になつたのであります。私どもの考へをいたしましては、産業労働者という名前にはなつておりますが、もつと広くこれを適用される考へは、ないかと思つております。すなわち地方公共団体の職員であり、ことに公共企業体に従事いたしております水道あるいは電気、鉄道、そういう関係の者にまでこの法案を及ぼして行くといふ考へはあるのかないのか。この点につきましては、私どももいたしまして、そういう公共企業体にはまた別の方法があるといふ考へもあるかと思ひますが、現在の地方自治体その他こういう団体は、非常な財政難でありまして、また別途の方法はあるといひました。そればかりで金銭の少額なものであります。同じ勤労者でありますから、願へますれば、こゝまで進めて行くのが当然ではなからうかと私どもは考へておるのであります。が、そういう点につきまして、政府の率直な御見解をお尋ねいたしたいと存じます。

次に、この法案の内容、貸付の対象であります。主として事業者といふことになつております。その他にも、法文の解釈その他一応範囲は広くなつておりますが、産業労働者の利益を守るという意味から言いますと、どうして労働組合をこの貸付の対象の中に

はつきりと明示をしなかつたかと思つております。労働組合こそ産業労働者の利益をまつ先に、第一義的に代表しておるものであります。現在の日本の労働組合の発達の過程から見まして、もうこういう対象に当然なつていふといふふうに、私どもは考へておるのであります。これをはつきりと法文の上になぜ表わさなかつたか、この考へ方につきましては伺ひたいと思ひます。かように存じます。

第三にお尋ねをいたしたいのは、貸付の限度の問題であります。この案によりまして、建設費の大体五割といふことになつておりますが、住宅金融公庫で扱つております一般の住宅におきましては、貸付は八割あるいは八割五分以内といふふうになつておるのであります。この五割ばかりで満足されておるのかどうか。もつとこの率を上げて、住宅金融公庫が扱つております一般の貸付住宅と同じように、八割、八割五分にしてはどうしていかぬのかといふふうな問題であります。

この点につきまして、この金融の絶対額は、本年度は二十億といふふうになつて五割にしたといふふうな御意見もあるやに伺つてゐるのであります。が、二十億といふのは、今年度一年限りのものであります。二十億ばかりで産業労働者の住宅が毎年納まることは、私どももどうも考へておりませんし、またこの金額も増額を要望いたすわけでありまして、その点につきましては、政府の皆さんにおかれても御同様な見解であらうと拝察するのであります。が、そういう意味から言ひまして、これをもつと上げてはどうかといふふうには

私どもは強く考へてゐるのであります。この点についての御意見をお伺ひしたいと思ひます。

第四番目には、この貸付条件の利率であります。六分五厘といふことになつておりますが、これは家賃に非常に影響がありますので、もう少し下らなにかと私どもは思つておりました。この点についても御意見を伺ひたいと思ひます。

なお、これを取扱います機関が、地方公共団体といふふうになつておりますが、私どももいたしましては、これまで住宅金融公庫が扱つてゐるような方法によりまして、金融機関の方が貸付を受ける事業者にとりまして非常に親切であり、便利であるといふふうには考へてゐます。政府におかれましては、手続をなさるのに公共団体の方が御都合がよいかもしれませんが、この法の精神から見まして、貸付を受ける対象の利便をあくまで考へて行かなければならぬ。こういう意味からいひまして、この委託機関は金融機関の方がいいと私どもは考へるわけでありまして、この点について御意見を伺ひたいと存じます。

最後に、この住宅の建設につきまして、租税の減免について何もうたつておられないのであります。これについてどういふ御意見でありますか。

以上四、五項目について簡単に御意見をいたしたわけでありまして、御回答によりましてさらにお尋ねをいたしたいと思ひます。

○南政府委員 お答え申し上げます。第一の、この法案の適用範囲につきましては、なぜ国や地方公共団体を除いたかといふ御質問であります。これはこ

の法案の名前にございますように、産業労働者住宅というふうな意味で、でき得る限り産業労働者の住宅という意味合いにおきまして、国または公共団体を一応除いたのであります。厳密に申し上げますれば、御質問の通り公共団体にはガス、水道のように、民間産業とほとんど同じものもあるのでございますが、この法案がとにかく民間資金をできるだけこういう住宅建設の方に導入して行きたいというのとをまず第一のねらいにしておりますために、国または公共団体を一応除いてあるのであります。

また第二の理由といたしましては、国または地方公共団体につきましては、一般民間産業と違ひまして、もしもやろうといたしますならば、融資の面において、住宅の問題につきましても、普通の民間産業よりは必ずしも不利益の立場に立つておらぬということも考えまして、一応国または地方公共団体をこの法案の適用の範囲の外に置いたのであります。なお御質問中になつて参ります場合には、そういうことも考えられるのでありますが、どりあえずわづか二十億の金で、できるだけ多くのという考えをいたしましたために、適用の範囲を明確に産業労働者という方面に向けて行くために、こういうふうな区別をいたしたような次第であります。

それから第二の御質問の、事業者の中に労働組合が入つておるか、またそれを明確に書いておかなければならぬのじやないかという御質問でございます。必ずしもこの法律は労働組合を除外してはおりませんが、融資を受け

ます場合、七条の二の「事業者が、その事業に使用する産業労働者のために住宅を建設して貸し付けさせる目的で出資又は融資する会社その他の法人」の「その他の法人」の中に入るものでありまして、出資または融資する労働組合でなければ、この法律の適用に入つて行かない、こういうことにもなるのであります。明確に書かなかつたわけは、出資または融資を受けるものには、はたして労働組合が全部なつておるかどうかがはつきりいたしません結果、そういうことのある労働組合につきましましては、事業者としてこの融資を受け得るというふうな、間接に表示してあるような次第であります。

それから第三の貸付限度の引上げ、これは五割々々になつておりますのを、もう少し出したならばというお話でございます。ごもつともな点もあるのではありませんが、当初申し上げましたように、この法律が民間資金とからみ合ひまして、できるだけ民間資金を住宅資金の中に導入して行きたいという意味合いが第一段にありましたことと、それから趣旨といたしましては、刻下の急務ではあると申すものの、国家財政も無限に許されませんし、当初の額はわづか二十億でありまして、この貸付金の限度を上げて行けば行くほど、住宅の数が減つて参るという点も考えまして、貸付限度はとりあえず半分々々くらいで民間資金の導入をはかつて行きたいという考えから、一応五割々々としたような次第でございます。

第四の点の貸付資金の利率でございますが、これは御承知の通り、この法律の資金源になつております資金運用

部資金の利率が一応六分五厘というふうになつております関係から、この法律の利率を一応六分五厘といたしたような次第であります。御趣旨の通り、こういうものに公共的の意味合いを持たせて参りますならば、利率の補償ということも法律の上に表わして参りますと、利率の低下もはかれるのであります。それは会社が一つの福利施設としてする、あるいはこの法律の適用を受けて融資を受ける会社の福利施設というふうなことも考えまして、一応国が補償しないという建前をとつておりますために、資金運用部の利率と同様の建前にしたようなわけであります。

それから第五の取扱ひ機関でございますが、こういう仕事をやる上におきましては、便宜の立場から申しますれば、むしろ金融機関がよいのではないかと御質問もごもつともでございます。しかしながら、こういうふうな仕事をやつております場合に、地方公共団体の意向を聞いて、そうしてなるべく純粹のいわゆる金融機関というふうなものを見方をせずに、半ば公の立場においてこの法律を円滑に運用させて行くという意味合いで、地方公共団体を入れてあるような次第であります。

それから租税の減免は、これは一般的措置で考えるべきであつて、今の法制の上におきましては、租税の減免措置を設けますことは、なか／＼困難な状態にありましたので、それは一般的措置といたしまして別途に考えて行きたい、こういうふうな考えておる次第であります。

○中井(徳)委員 ただいまの政務次官の御答弁で、政府の意のあるところは少し了解をいたしました。第一の国家公務員、地方公務員、公共企業体という人たちに對する融資については、将来は考えてみていいというふうな御返事もあつたように思ふのです。この問題は産業労働者という名前をつけながら、こういう団体に貸付はどうかというふうな御返事もありました。それは逆であらうと思ふのであります。名前は、必要があれば大いに變更してもちつともさしつかえないと私も考えております。しかしそういう御答弁でありますので、その点は将来大いに拡充をしようという希望を申し上げまして一応この問題は打ち切ります。

労働組合をはつきりとうたわなかつた点につきましては、實際健全なる労働組合の発達ということは、今の自由党内閣におきまして、絶えず言うておられる問題なのであります。こういうものに労働組合を入れるということこそが、そういうものの考え方の一環として、私は積極的に考えていたいたしてぜひ必要であると思ふのであります。現在の日本の労働組合のいろ／＼な動きをよく御判断いただきまして、私もこの意見が納得されるのではないかと申す。ぜひこの点は再考願いたいと思ふのであります。

それから貸付の条件につきましては、今五割であるということを言つておりましたが、これはぜひとも貸付の限度をもう少しふやしていただきたい、かように私も考えています。ふやしますと、家賃が上がるということもあるかもしれませんが、これと関連をいたしまして、その貸付の期間につきま

して、政府の原案は耐火及び耐燃建築については二十五年とありますが、これもぜひともつと延ばしていただき、もつと家賃の減少をはかつていただきたい。これは先ほどお尋ねいたしましたのでしたが、この点について御答弁を承りたいと思ひます。

それから、租税の減免につきましては、法的措置はしないが、何らか行政的な手を打つというふうな御考えであります。この点は、現在全国的に府県、市町村を通じて行われております庶民住宅の建設、これに関連しまして、市町村税であります固定資産税につきましましては、政府の方におかれまして、三年間は半額、あるいは五年間は半額というふうな通知を出しておりますが、どうぞ少くともこの庶民住宅と同じような措置をぜひお願いしたい、かように希望を申し上げておく次第であります。以上の点について御返事が賜わりたいと思ひます。

うに考えております。

それから第三の、貸付限度の引上げにおきましては、御承知の通り、できるだけわれ／＼も今後この方面に對する資金源の増加につきまして努力いたしますが、さしあたりといたしましては、できるだけたくさんさんの住宅をつくらせて行きたいという意味合いにおきまして、五割というふうな結論を出したものであります。これも御趣旨によりましては、こういう性質のものといいたしまして、もう少し貸付限度を引上げてまいりてはどうかという御意向がございまして、あるいはそういうふうな考えを直してもけっこうじやないか、こういうふうな考えております。

それから償還年限であります。これもごもつともあります。ただこれは二十億の金ができるだけ回転するようにと、考え方から、それとまた民間資金を導入する——般住宅対策として今建設省がとつておりますような公営住宅のようになくて、五割まで資金が入つておる、こういうことを考えまして、しかも回転を早くするといふ二つの点から、一応はこの法律に示すような年限をつけたのであります。が、御趣旨もごもつとも点もございまして、皆様方からそういう御意見がございまして、これは事務的に折衝いたしますと、なか／＼むずかしい問題であります。立法府の御意見によつてそういうことになりまして、ば、政府といたしましては、別に異存のないところであります。ただ、この利率の低下につきましては、この際特別にお願い申し上げておきますが、この資金源になつております預金部資金、

いわゆる資金運用部資金が六分五厘でございまして、もう少し法律の趣旨がはつきりして参りました場合に譲つていただきます。今回は相なるべくは六分五厘というふうにしておいていただきたいと思います。

それから租税の減免につきましては、私先ほど申しました行政措置もつともあります。こういう種類の法律に特別に減税措置の規定を載せておらぬのが、最近の立法例になつております。なお事務当局といたしまして、いろいろ関係方面に交渉しておりますので、その交渉の経過を今局長から説明させていただきます。

○山下(衆)委員 ただいまの中井君の質問に関連しまして、一言伺つておきたいと思うのですが、融資が五割といふことになつておるのであります。残りの五割は、それ／＼自分でそれだけの資金を持つていなければ、産業労働者の住宅は建たない、こういう結果になるのであります。そういう結果と、勢いこの法律が適用に相なりまして、大企業、大産業にのみ使用され、一番心配いたしておる中小企業業の面、これが利用しにくくなるのではなからうかといふことも心配をいたしたのであります。法律の中に、これらに對して調整をはかる条項も認められぬようであります。従つて提案者の方といたしましては、中小企業と大企業とのバランスをどう調整して行くか考えを持つておられるか、その辺を伺つておきたいと思つております。われわれの一番心配をいたしておりますのは、今日産業労働者の住宅について一番悩んでいるのは、中小企業でありまして、大企業はそれ／＼今までも

杜宅その他のものを持つております。しかし大企業といへども非常に不足をいたしておりますので、この法律の通過のあかつきには、おそらく大企業がこれを独占するようになつておつてしまふのではなからうか、こういう心配を持つております。これらに對する提案者のお考えを伺いたいと思つております。

○南政府委員 お答え申し上げます。私たちがいたしましては、相なるべくは中小企業の方面にこの法律を均霑させたい、こういう考え方から、常時五人以上といふふうにし、御承知の通り、普通中小企業の定義をいたしました。これは、大企業常時五人以上を使つておるのを、まあ中企業といふふうにしてあります。法律の上にこれが全部国家資金あるいは財政投資でいろいろの保護がございまして、非常にいいのであります。が、どちらかと申しますならば、民間資金も住宅方面に導入させたいといふ中間的な法案の立法趣旨になつておりますために、御杞憂がございまして、中小の方に参りかねるといふような憂いも出て参りますが、常時五人以上使つておる事業者が共同して一つの組合あるいは法人をつくつて、この資金を借りて行くといふようなこともできるのをごさいます。また、最も善い策ではございせんが、改善の策といたしまして、現下の情勢下におきましては、償還とかあるいは家賃を低くするといふようなことも考えまして、この程度の法案で当分はしんばうしていただきます。漸次資金源の充実あるいは住宅に關するわれわれの努力が奏効いたしましてから、小企業の方にもほんとうに的確に資金が

流れるような措置を講じて参りたい、こういうふうな考えておるような次第でございまして。

○中井(徳)委員 先ほどの御回答で、もう、一、二お尋ねいたしたのであります。租税の減免につきましては、立法措置としてはできないが、事務的に折衝いたしておるというふうなお話がございまして、現在のその折衝の過程でもひとつ御発表願えれば、していただくといふこと。それから本年度の予算は二十億であります。二十億ばかりの融資でこの法案を出して、円満に運営して行けるかどうか。とうていこれでは足りないかと私どもは考えるものであります。そういう問題について、本年度は大体どれくらい申込みがあるという予想をされておるか。また明年以降につきましては、この金額をどのようになさるのか。大いに需要があれば増額をしないか。やらぬと思うのであります。そういう点についてどういふお考えを持つておられるか、お伺いしたいと思つております。

○南政府委員 お答え申し上げます。租税減免に關する問題につきましては私が申し上げましたのは、最近の立法の傾向を見ますと単独法規の中にいろいろの租税の減免する規定を入れられないで、そして租税の面におきまして、こういうものについてはどうするかといふふうには、一般的に規定して行く傾向になつておると申し上げたのであります。必ずしもこの法規の中に租税減免の規定を入れてはならないといふことではないのでございまして。ただ最近の情勢は、法人税なら法人税、あるいは固定資産税なら固定資産税の面におい

てこういうものについても減免ができるというふうになつておまして、個個の法令に減免の規定を入れることは、最近の立法といたしましてはあまりないのでございまして。従つて今度という税法の立法の際におきましては、御趣旨通りにできるだけ交渉いたしまして、はつきりとその法規の中に表わして行くようにいたしたいと考えております。また立法にまで至らずして、行政措置でできるだけこういうものに対する減免の取扱いをいたしますことになつておまして、事務的に交渉いたしておりますので、後ほど局長から交渉の経過を報告いたさせていただきます。

な、二十億では不十分ではないかという御質問でございまして。ごもつともでございます。こういう趣旨の法律におきまして二十億／＼の金では、私たちがいたしまして、そう満足してゐるわけではないのであります。ただ国家財政とかいろいろの点を勘案いたしまして、とりあえず、ともかく産業労働者に対して二十億でもこういう措置ができましたことになつて、一応大きなお氣持をもつてお許しを願ひたいと思つて、今後のわれ／＼の努力によりましてこういう種類の資金源の増加につきまして御協力賜わりたいと考えております。

それから、この二十億が本年どういふふうな消化されるか、その見通しは、という御質問でございまして。まあ、おそ／＼の点から勘案いたしますと、おそ／＼二十億／＼は簡単に消化できるものと考えております。そういうふうな簡単に消化ができることは、来年度においてもつとこの資金をよけい出せというわれ／＼の主張の有力な根

幾にもなるのでございまして、できるだけそうむずかしいことを言わずに、この二十億を完全に消化して、そして来年はもつと資金源の増加を願ひ、強力に主張して参りたいものと考へております。

○師岡政府委員 租税の減免問題につきましては、御承知の通り昨年の国会におきまして租税特別措置法の改正によりまして、すでに国税の所得税、法人税につきましては、ある程度の軽減措置が行われております。これをさらに進めようことは——低家賃の住宅を実現するために租税を軽減するということ、趣旨としてまことにけっこうでありますので、私もといたしましては、事務局と交渉しておるのであります。何分にも税源を失うということ、なか／＼に当局としましては抵抗の強い問題でありますので、また皆様の御支援によりまして、そういう趣旨に沿つて実現して参りたいと存じます。

また地方税の問題につきましては、自治庁におきましては通牒をもつて、小住宅につきましては二分の一の減税ができるということに相なつておりますが、実際には全部やつておるわけではございません。しかしこの点も現在三年間二分の一の減税ということになつておりますが、これをさらに年限を延長するか、さらにその二分の一を徹底して全免あるいは三分の二というようなことにしたいというところで折衝いたしております。しかしこれも固定資産税は市町村税の根本でありまして、やはり相当抵抗の強い問題であります。そういう御支援をいただきましてその線に沿つて実現を期したいと存じます。

いと存じます。

○久野委員長 質疑の申出がありません。よつてこれを許します。志村茂治君。

○志村委員 政府が今度の融通法案によりまして建設される住宅の数はあつたか六千五百戸、こういうことに相なつておりますが、産業労働者の住宅不足は、建設省の調査によりましても百十九万戸に達する。これから推算いたしますと、世帯数の増加であるとか、あるいは災害によるもの、老朽によつてなくなる住宅の数を大体一割と見ました場合に、年々十二万戸の住宅を補給するのでなければ、現在の不足数もカバーすることができない実情にある。それに対しては、わづかに六千五百戸であるということ、ほとんどこの法律案の趣旨なんかは二階から目録といひますが、何の期待も持てない状態になるのではないかと。それにつきましても、先ほどから次官からいろいろ弁明もありましたように、予算の面の拘束があるとするならば、民間資金を積極的に動員する。その動員の方法につきましても、半額貸付によるということも一つの方法であります。さらに強力な動員法は考えられないものかということでありまして、こういうことは、やはりこの前の産業労働者住宅問題についての公聴会において、東京商工会議所の人でありましたか、その人たちが私たちの提案いたしましたあの公社をつくつて、そして杜撰を發行した場合には、相当応募能力があるということ、を言明しておられるのでありまして、その点につきましては政府は考慮を払われ、あるいは調査をされたかどうか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○南政府委員 お答え申し上げます。ごもつともな御質問でございます。しかし一般的の住宅対策のほかに、産業労働者といつたしまして六千五百戸と申しますことは、少いというおしかりはつしんでお受けいたしますが、とりあへずの措置といつたしましては、だんだんこういうことを進めて行くという意味合いにおきまして、ひとつ御寛容をお願いしたいと思ひます。

それからなお公社をつくつて杜撰にというお話がございました。しかし資金源といつたしましては、いろいろの面があるのでございます。一つをとつてごらんくださいますならば、そういう立論も成り立つかも知れませんが、しかし大きな意味で国家的資金をどう操作して参るかということになつて参ります。必ずしも商工会議所の皆様が言われるように、こういう方面に特別な国家的助成がない限りにおいて、どんな資金が入つて来るとも考えられないのであります。的確な資料は持つておりませんが、今日資金源のいわゆる調整と申しますことは、これは金融政策における一番の根本問題でございます。なか／＼簡単に結論が出て参りかねると思ひます。しかし、いづれにいたしましても、私たちの努力の足らざるところのおしかりと、こういうふうに承りますから、明年以降、できるだけ御趣旨に沿うように努力いたしまして、少しでも現下の住宅対策にプラスになるようにいたして参りたい、こういうふうにお答え申し上げます。よろしく御協力、御支援を賜るようお願い申し上げます。

○志村委員 ただいまのところは、大體了解いたしました。次に政府案では、結局住宅政策であると私たちは解釈いたしております。ところが、従来見られまして住宅政策におきましては、結論といつたしまして、労働者のほんとうの自由といふものは保障されないと申しますのは、これは労働者にとつては会社の住宅を貸してもらつたことが、一つの特権となりますから、これを貸すことによつて、いわゆる職階制に利用されるとか、あるいは温情主義に引込まれるというやうなことで、経営者に対して平等な立場に立つことができないことになるということ、労働組合の健全な発達ということに対しては、あまり芳ばしくない政策であるといふふうに考えられております。資金が流れる場合におきましては、大経営者に流れるであろう。これは現実的には経営内容の堅実なところに流れるであろうと私たちは解釈いたしますが、それはやはり現状におきましては大経営に流れる。きわめて本質的に應病であるべき資金は、回収の見込みの十分なところに流れるのが当然であります。この限りにおきましては、やはり巨大産業の方に流れるといふことが想像されるわけでありまして、これにつきましても、いろいろ御説明がございました。これについては一応了解いたしました。これについても、やはり何かそこに特別の措置を講じてもらわなければ、この弊害は除かれたいのではないかと、こういうふうにお考えですので、その点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○南政府委員 今までも杜撰につきましては、御趣旨のやうな点が多々ございましたが、この法律案によつて資金が融通せられました住宅が、今までのやうであつては相ならぬと考へます。従ひまして、私たちににおきましても、入居資格、家賃その他の賃借の条件について、入居者の意見を十分に反映させるために、業務方法書と申しまして、貸付の条件に十分に御趣旨が反映するやうに措置いたしたい、こういうふうにお考えを申し上げます。

○志村委員 なおこれにつきまして、政府側では住宅対策審議会を極度に利用するといふことを言つておられました。が、今までの住宅対策審議会の成績は、あまり芳ばしくなかつたのであります。昨年七月以来現在までの一箇年間に、一回しか審議会が開かれておらなかつたといふ事実もあつた。さらにその間に地代家賃統制令の改正という重大な法律措置がとられておるにもかかわらず、事前に審議会が開かれなかつたといふ事実もあつたので、審議会をそのまゝにしておかれるといふことではなく、いろいろ審議会の経費等の事情もございまいしうが、それについて何らかの措置を考へられておるか、それをお尋ねしたいと思ひます。

○南政府委員 ごもつともな御質問でございます。住宅対策審議会は、当初におきましては、相当活発にやつておつたのであります。最近御趣旨のやうな点も見られますので、労働者の利益を端的に代表いたしますやうな委員の方にも入つていただきまして、そこに専門部会を置く。ただ先ほど山下さんからの御意見にもありましたやうに大企業にこの資金が重点的に流れて行くといふやうなことがないやうに、中小企業の問題、あるいは先ほど御質

間にありました杜宅が持つておる欠点を助成する方面に關しましても、住宅対策審議会の中における専門部会を利用いたしまして、十分これらの意見が反映するように、また必要がございますならば法律改正にまで持つて行きますようにいたしまして、御趣旨に沿うよう努力いたして参りたいと考えております。

○ 志村委員 次に、労働者の家賃支払能力の問題であります。これは現在の日本の労働者のエンゲル係数から見まして、とうてい原価計算から算出された家賃は払えないことは明らかでありまして、住宅政策にした場合に、その点は一応解消されるものと考えられておるようであります。しかし、それに

ついで何か補償するものがなければならぬ、高い家賃をとられてもしかたがないということであつてはいけなないのであつて、その家賃を、ある程度労働者側の意見も盛り込んできめるような委員会なり何なりを入居者の間でつくつてもらいたいという考えと、もしそういう委員会のようなものをつくりました場合、その委員会の意向に反して

経営者がその家賃なり入居の条件なりを強制して来た場合に、それはどういふふうに措置するのであるか。たとえば方法書ですか、それなどに条件としてつけておきましても、そういう問題は一体どこへ持つて行けばいいのか。つまり言いかえれば、入居者の保護の条件がついておるが、それがどういふ機構によつて保護されておるのかという点をお尋ねいたします。

○南政府委員 この資金によりまして建てた住宅の適正な家賃ということ
が、法案の第十三条に書いてありま

す。まことにこの適正な家賃と申しま
すことも抽象的でございまして、ど
れが適正であるかは、なか／＼きめに
くいと私たちも考えております。しか
しながら實際住宅の家賃について調
査いたしますと、大体最低五百円、最
高千五百円というふうになっておりま
す。

経営内容のいかんによりましては、こ
ういう資金による住宅につきまして
も、でこぼこができると考えておりま
すが、先ほどお答え申し上げましたよ
うな業務方法書におきまして、貸付、
管理、回収、住宅の基準、委託業務に
関する準則、その他というふうに相当
詳細な規定を設けまして、御趣旨がで
きるだけ反映するようにして参りたい
と考えておる次第であります。

○**志村委員** それでは方法書において、家賃の金額ははつきり定められるものか、あるいは入居の条件がはつきり定められるものか。もしそれが抽象的に書かれてあつた場合に、両方の委員会と事業者の意見とが対立した場合には、どのような方法によつて、どこでそれを解決されるのか、お尋ねいたします。

○南政府委員 具体的に家賃を書くこと申しますことは、なか／＼困難と思います。しかしながら、標準家賃のようなものは書かして参りたいと考えております。それから入居者の資格及び選定に関して、入居者の意見を反映させるために、住宅管理委員会のようなものを設けまして、その住宅管理委員会の結論によりまして、だれを入れ、まただれをのかせ、またどういふ家賃に

するとうように、できるだけ管理委員会の活発なる運用によりまして、お話のような欠点の出ないようにさせて

参りたいと考えております。

○ 志村委員　なお、その点がどうもはつきりいたしません、かりに管理委員会と事業者との間の意見が対立した場合には一体どういうふうな方法によつて、どこでそれを調整するのか、それを聞きたいのです。

○南政府委員 大体普通の狀態におきましては、管理委員會の決定することについては、おそらく事業者も私は服して行くものと考えます。しかし、もし万一管理委員會の決定に服さずして、ほしいままにいろ／＼なことをやるというようなことになつて参りますと、業務方法書に違反したという結論に、業務条件を守つて行かないという結論にもなつて参りますので、行政監督も

またそこに可能になつて来るのではないかと、こういうふうにならうと考へておるのであります。従つて、管理委員會のきめたことに服さずして、まつたくつてにやるというような事業者がございますならば、これを監督し、なおその監督に服さぬような場合には、結局金を早く返せというようなことも行政的に行つて行けるのではないかと、こういう

ふうに考えておる次第であります。従つて大体的場合、九九％は管理委員会の決定に従つて運営されて行くものと考えております。

○忘村委員　大体私の質問は以上で終わりますが、なおこの産業労働者住宅につきましましては、その不足数が非常に多いということ、それから杜宅政策についていろいろ弊害が伴うということ、それから労働者は家賃の支払に能

力がきわめて低いのでありますから、これは社会政策の一つとしては取上げてもらいたいということ、これらは現

在の労働者住宅問題の一番根本的な大きな問題であろうと思います。この点を、今後の法案実施におきまして、あるいはこの法案を将来改正する場合におきましては、政府は十分考慮をしていただきたい、このことをお願いいたします。まして、私の質問を打切ります。

○久野委員長 村瀬富親君、
○村瀬委員 条文について二、三お伺いをしてみたいと思います。
第六条に、地方公共団体は「資金上及び技術上の援助を与えることができる」とありますが、「技術上」はわかるにいたしますが、「資金上」というのは、何を期待なさつておるのでありますか。二十億のほかに何かを期待するために、こういうふうにお書きになつ

たのでしようか。

○南政府委員　お答え申し上げます。地方公共団体が、その費用によつてこういうようにある程度、金を予算に計上いたしましたして貸し付ける場合もあることを考えたのであります。

○村瀬委員　しかし、それは地方公共団体は公共団体でやることでありますので、産業労働者住宅の資金融通法と

いうもので何も東郷もできねば、また人のやることを、そうかれこれ言うこともないはずであります、特にこういう第六条を設けられた理由は、何かほかにあつたのでありましようか。また今のような漠然としたお考えから置いたのであります、それを確かめておきたいのであります。

○南政府委員　お答え申し上げます。この「資金上及び技術上の援助」といふことは、

うのは、資金のあつせんを言つておる
のでありまして、貸付あつせんを地方
公共団体はできる、こういうことを言

つたわけなのであります

○村運営委員 あつせんといふことならば、一応意味が合うと思います。

次は、第十三条であります。「この法律による貸付金に係る住宅の家賃その他の賃貸の条件は、主として入居者の住居費の負担能力を考慮して、適正

に定めなければならぬ。」と書いてあります。これはいかに運用をなさいますが、負担能力を考慮して適正に定めよというのであつて、これはおもしろい書き方であります。建築費とかなんとかいうものはともかくとして、負担能力に応じて適正にきめなければならぬということ、非常によいことでありますが、これをどういうふうに運用をなさいですか。家賃は別に許可制

文を生かすつもりでありますか。

○南政府委員　お答え申し上げます。

先ほどこの点についてお答え申し上げたのでありますが、適正と申し上げますことは、抽象的でありましてまことに困難な問題であります、しかしこの法律のねらつておりますことは、い

ゆるゴマシーヤル・ベースとかなにかではなくして、できるだけ安い家賃でやつて行きたい、ごういうことになつてゐるのであります。事実いろ／＼実際に面を調べてみますと、最高千五百円とか最低五百円というような家賃になつております。この適正家賃も、経営内容によりましてでこぼこができて参ると思ひます。経営内容のいかんによつて、結局家賃をある程度負担する、これは経営内容のいかんによつて

るような経営内容の会社であります。ならば、ぐつと安くなつて参ります。そういうこともございますので、業務方

法書において標準家賃はきめまされなければならない、必ずしもそれで束縛しない。できるだけ安いうちに行政監督をして参りたい、こういうふうな考へてゐるようになつてゐる。

○村瀬委員 この問題は二つにわけてお尋ねすると、はつきりすると思うのであります。第一は、法律自体の運用をどうするかという問題、第二は、実際に価格はどうなるのかという問題であります。まず第一に、「適正に定めなければならない」と第十三条に書いてあるのではありませんか、「定めなければならない」といふ以上は、家賃を届け出さず許可にすれば、一番はつきりするわけでありませんが、どういふ方法でこの条文を生かすかという点、法律の体系、運用の問題であります。

それが一つ、第二の問題は、実際にどうするかということでありまして、同じ建物を甲の会社と乙の会社でつくり、同じ金額を貸し付ける。ところが甲の方の家賃は千円であるが、乙は二千円であるかもしれない。そういう場合も起り得るのでありますが、それはやむを得ぬ、こういうふうにお考へになりますか、第一と第二と二つにわけて……

○南政府委員 お答えいたします。これは資金を融通する際に、家賃計画までつかり一応出させまして監督をして参りますから、ある程度の適正と申しますことは期待し得られると思ひます。

第二の点は、会社の内容は非常によくて、ある会社はうんと家賃の補償をする。そういたしますと、標準家賃が大體われ／＼の考へで参りますれば千五百円ということになつております。

に、一つの会社は五百円あるいは七百円ということになつても、この法律の趣旨を少しも害しない。貸付の際にはむしろこれを奨励して、安くすることについてはさしつかえないものと考へております。ただ、標準家賃を非常に上まわつて参ります場合には、行政監督の面になつて参りますので、これでもうけるというふうなことのないうちに嚴重に監督いたしまして、そういう場合には、金を貸さないように措置して行きたい。主としてこの資金の融通を受けて家賃をどの程度にするかというのをちゃんと届け出させまして監督をして参る、こういうことになつておるわけでありまして。

○村瀬委員 そういたしますと、適正家賃をきめるといふこの第十三条を適用して行く上には、あらかじめ貸付金をきめるときに、幾ら金を貸してやるか、その家賃は幾らかということとをきめるとおつしやるのであります。

○南政府委員 お答え申し上げます。その通り一応の計画書を出させますから、十三条の適正な家賃であるかどうかをその際に審議して、そして貸付けに移るわけでありまして。

○村瀬委員 それで十三条はややつきりして参りましたが、先ほどそこで他の委員からお尋ねがありました、政務次官からも御答弁がありました、業務方法書といふのが盛んに御答弁の中に出て参つたのでありますが、業務方法書の根拠といふは、権威といふは、業務方法書の根拠、いわゆる他を束縛し得る根拠はどこにあるか、これは何であるか、省令でもなんでもないでございましょう、一つの契約でありますから、何でありますよ

うか、基礎をひとつお伺ひしたいと思ひます。

○南政府委員 お答え申し上げます。そのいわゆる業務方法書といふのは、住宅金融公庫法の第二十四条に規定してあるものであります。産業労働者住宅資金融通法の第十一条に「公庫の業務方法書の認可」といふのがあつたのであります。主務大臣は、公庫法第二十条第一項の規定により公庫の業務方法書に關し認可をしようとする場合には、あらかじめ労働大臣に協議しなければならぬと規定してあるものであります。この業務方法書と申しますものは、法律に根拠してあるものであります。

○村瀬委員 その業務方法書は、いわゆる住宅金融公庫法にあるものであります。業務方法書といふのは、産業労働者住宅資金融通法との關係はどうなるのであります。——いわゆる住宅金融公庫法には、今お話のあつた業務方法書の項があるでございましょうが、それと産業労働者住宅資金融通法との關係はどうなるわけでありまして。

○南政府委員 お答え申し上げます。御承知の通り、この資金はいわゆる住宅金融公庫を通じて出します。住宅金融公庫が業務方法書をつつて、資金を融通する際の一つの基準にいたすわけでありまして。ですから、この法律と金融公庫との關係は、そういうことで基準されるわけでありまして。

○村瀬委員 住宅金融公庫から金の出る分は、まだほかにもあると思うのであります。たとえば住宅協会、住宅公

社とか、その他にも出ておると思ひますが、住宅金融公庫から幾分でも金を出して建てた住宅に対しては、全部業務方法書といふものが必ずなければならぬことになつておるのであります。か、どうでありましょうか。

○南政府委員 お答え申し上げます。その通りであります。産業労働者住宅資金融通法に基くこの資金の融通も、また住宅公庫を通じて出します。そのものにつきます業務方法書につきましても、今申しました第十三条の適正家賃といふようなことを嚴重に監督するし、また公庫は貸し付けた先を監督して行く、こういうことになつて参るわけでありまして。

○村瀬委員 そこでその業務方法書に對しては、住宅管理委員会といふものをつくらせて、そうして適正な家賃とあるいは入居者の資格選定に對し公正な意見を反映させるというふうな先ほどの御答弁であつたのであります。が、その住宅管理委員会といふものは、どういふ機構を予想されておられますか。また私が業務方法書の根拠とか權威とかをお聞きいたしましたのは、実はこの住宅管理委員会の權威根拠等を、まわりまわつてはつきりさそうと思つたからなものであります。この業務方法書によつてつくるべき住宅管理委員会といふものの權威は何でありましようか、それをひとつお尋ねしておきたい。

○師岡政府委員 住宅管理委員会が扱います事項は、貸付金にかかるところの住宅の家賃とか、あるいは入居者の資格選定、そういうことに關しまし、入居者の意見を十分反映させると

いふのが、この住宅管理委員会の使命でございます。もちろん、そういう使命のもとに設けられる委員会でありまから、事業主と労働者とを十分にその上に代表しまして、その委員会を構成するようにいたしたいと思つております。従ひまして、この業務方法書によりまして、かような住宅管理委員会が設けられました以上は、この管理委員会によりまして、家賃の決定とか、あるいは入居者の資格選定につきましても、十分に事業主と労働者側の意見の調整が行われることを期待してあるわけでありまして。家賃の決定につきましても、この十三条の趣旨に反するようなことは、従ひまして運営の面においてすでに大體において起り得ないと私も考へております。また方が一にもそういう事態が起りましたならば、これはすでに十三条の趣旨違反でありまから、また先ほど政務次官からも御答弁がありましたように、貸付にあたりまして、低家賃といふ根本の趣旨に應じて貸付の決定をいたしてあるわけでございます。またその家賃計画は、貸付の審査にあたりまして書類を提出させておるわけでありまして。これが貸付の契約の内容をなしておると私どもは考へるのであります。この十三条の根本趣旨に反しますれば、法令の趣旨にも反しますし、貸付け契約の根本趣旨にも反しますし、従ひまして一時償還を命ずるといふようなことによりまして、そういう事態を防止し得るものと一応考へます。

○村瀬委員 ただいまの御答弁で、第十三条の運用については非常にはつきりして参つたのであります。が、私が今お尋ねしておりますのは、業務方法書

によつてつくらるべき住宅管理委員会
というものは、だれが任命して、大体
何人で、その運営、權威というものは
どの程度のものであるか。別に官制に

よるものでもなければ、単に申合せの
会合でもないでありましょうし、そこ
でいわゆる業務方法書というものの根

抛が大事になつて来るのでありましようが、この業務方法書というものは、住宅金融公庫法に基いた權威のあるものだということになりますと、この業務方法書によつて住宅管理委員会というものができるのであります。その構成、任命その他運営について、もう少しはつきり伺つておきたいと思ひます。

○師團政府委員　お話の通り、非常に心配いたしますれば、これは法律をもつて家賃の基準もきめ、また資格等につきましても、すべてきめて行くのが、最も徹底したことに相なると思ひます。しかしながら、この産業労働者住宅建設促進法におきましては、労使の協調と申しますが、事業主も労働者住宅の状態を改善したい、こういう趣旨でこの問題を取上げるのでありますから、そこまで法律でこち／＼にきめませんでも、運営によりまして十分に効果をあげ得るものであると、私どもは期待しておるわけでございます。この業務方法書に設けられますところの住宅管理委員会の性質であります。これはもちろん事業主と労働者側で話し合つて、この委員会を構成して参るものと考えます。

○村瀬委員　そうしますと、これは何でございますか、その一件々々について住宅管理委員会ができるのでありますか。労働者と事業主とが相談をして

住宅管理委員会をつくる、いかにもおつと權威のあるものかと思うと、そこらの一つの相談会といったようなものになるのですか。

○南政府委員 お答え申し上げます。
その通りであります。一件々々できるのであります。

○村瀬委員 一件々々でできる住宅管理委員会に第十三条の運用をまかすといふのは、また非常にあいまいになつて来ると思ふのでありますが、一応そういうことになつておりますならば、私はこれに関する質疑はこれで一応やめておきます。しかし今までの御答弁では、第十三条の運用は業務方法書による、業務方法書には住宅管理委員会

といふいかめしい名称のものができる。それが一つの權威を持つて、適正な家賃もきめれば、入居者の資格及び選定の一つの基準もきめるのだ、こういうふうな御答弁であつたと思うのでありますが、最後のところに行つて、一つの申合せのような、そこの町内会のようなものをつくつて、それで結末をつける、こういうことになりますと、第十三条の運用については、十分警戒を要すると私は思うのでありますが、これについての質疑はこれ以上は進めません。

そこで第十四条についてちよつと伺つておきたいのでありますが、主務大臣が二つあります。こういう例は他にあるでありますしうか、またこれで運用上支障がありませんか。

○南政府委員 お答え申し上げます。

他にもあります。大体これは、御承知のように資金運用部資金を使つております関係上、建設大臣及び大蔵大臣というふうに関係したのであります。

こういう例は他の法律にもござい
ます。

○村瀬委員 主務大臣は先例では何人
までありますか。五人でも六人でもい

いということになりますと、主務大臣を置く理由はなくなるのでありますが、どういふふうになつておりますか。

か。

○師團政府委員 建設大臣の主管大臣は当然のことでありましようが、大蔵大臣がなっておりますのは、金融機關の監督という意味合いでなっております。この資金の融通は、公庫を通じて行われるのでありますし、公庫の業務を実施しますものは金融機關でありますので、その金融機關を監督する立場

におきます大蔵大臣として、主税大臣になつております。

○村瀬委員 これは法の体系に属するわけでありますが、たとえば建設省の河川等の關係にいたしまして、電源開発等にいたしまして、主税大臣を二つとすれば、非常に簡単にその場が握られるような場合でも、大体一つになつておると思うのであります。そうしてそれがために、あるいは国立公園の問題とか、厚生省との關係等いろいろなむずかしい問題がそこに起つております。土地収用の問題等も起るのであります。土地収用の場合でも、たいいてい主税大臣は一つになつており、そうして他に協議をする。そしていろいろな問題で協議がととのわないので、そこに土地収用の委員会というものができたり、あるいは鉱業権と河川の管理権

とどつちが優先するかという問題が起つたり、あるいは国立公園で、衛生、美観の上から意見の対立もあつたりするのでありますが、そういう場合も、

たいてい主務大臣は一つになつておるのであります。これは建設大臣を主務大臣にして、大蔵大臣と協議してできる問題じやありませんか、そういうこ

○南政府委員　お答え申し上げます。
私たちもそういうふうに参加すればそうい

うふうにしただいのでありますが、公庫法の関係から建設大臣、大蔵大臣になつておりますので、そういう意味でやつたわけでありませう。行政の運用におきましては、法規上、各省大臣と共管になつていなくても目的を達せられる場合もあるのでありますが、事実上大蔵大臣に建設大臣がいろいろの面において協議するものでありますなうぞ、

法律の面におきましても、必要な面において大蔵大臣を主務大臣にいたしてもきしつかえない、こういう考え方から、建設大臣及び大蔵大臣というふうに主務大臣を二つにいたしたようなわけであります。

●村瀬委員 先例にもなるから、これはわれ／＼としてはどうでもいいわけでありませうけれども、むしろ建設省やあなたの方で困りかと思えますので、私ははつきりしておきたいのであります。一体起案はどつちがなさるのですか。一緒に相談して起案なさるのですか。ある問題が起つたときに、どつちが起案するのですか。

●師岡政府委員 これが先例にはなりませんで、むしろ先例に従つてこういうふうな共管になつてゐるわけでありませう。すでに住宅金融公庫法におきま

しても、建設大臣と大蔵大臣の共管でございますし、最近できました中小企業金融関係あるいは農村漁業金融関係、すべて共管に相なつております。

お尋ねの起案問題は、従来の例によりまして、建設省においていたすことに相なつております。

○村瀬委員 建設省が起案するとすれ

ば、そこに当然責任の所在があるわけでありまして、それが主務のはずなのであります。よその方が起案をして、

自分の方で主務の責任を負う役人はな
いと思います。そういう点は、セクシ
ヨナリズムに育つて来た役人は非常に
敏感でありますから、そんな責任を負
つたりなどしいないと思いますが、これ
は建設大臣を主務大臣として責任を明
らかにして、他へは丁重に合議をする
というお考えはありませんか。

○南政務委員 お答え申し上げます。

大蔵大臣を共管にしておいてもさしつかえがないという意味合いから、両方主管大臣にしたようなわけであります。

●村瀬委員 この問題は、この程度にしておきまして、最後に、附則について法律の体系からお尋ねたいしたのであります。これは何も産業労働者住宅資金融通の本旨とは関係のないことであります。ただ法律の体系として非常に奇異な感じがいたしますのは、もともとこの附則によつて、よその法律を次々にかえて行くということが正しい、これが法律制定の方向かどうかというところが問題でありましようが、特定の法律案においては、その趣が梁

という問題であります。たとえこの程度まで拡大し得るものかどうかはありますけれども、はたしてそれが非常に便宜な方法であります。

法案の十二ページになります。附則の1、2とありまして、2の「住宅金融公庫法の一部を次のように改正する。」「第一条に次の一項を加える。」として、2、2とあります。これはどういふのかちよつとわかりませんが、この2が三つ並んであります。三つ目の2であります。そこに「公庫の役員及び職員は、国家公務員としての給与を受ける。但し、總裁は、公庫の役員及び職員に対して、その受ける俸給の百分の二十に相当する金額をこえない範囲内において、主務大臣の承認を受けて、特別手当を支給することができ、云々とあるのではありませんか。この公庫の職員の手当と産業労働者住宅資金通法と何の關係がありますか。

○南政府委員 お答え申し上げます。村瀬さんの御質問まことにこつともであります。これはどつちかと申しますと、こういう法律を単行法にこしらえて、その法律を施行する際において、住宅金融公庫法にどういふ影響があるかというので、住宅金融公庫法にさわるなければならなくなつて、一緒にこへ附則で便宜の方法でやつたわけでありまして、決してこれは最も適当な方法とも私考えておりません。別々に出して参りましてはつこうであります。し、こういうふうにしてもやつてやれぬこともない。こういう方法は前例がないわけではないのであります。やつております。ただ、一つの法律の施行によつて他の法律に影響のある場合、非常に大きな改正になりますと別個の扱いになつて参りますが、二、三点ないし四点が五点左右の改正の場合、その法律の附則で直して参ります。と申しますのは、たとえばこの法

律にもございますが、産業労働者住宅資金通法がござりますと、設置法の一部もまた改正になつて来る。設置法は設置法で別にやればいゝのであります。が、そういうことをせず、附則で——ここにもございますが、最後の4というふうに、建設省設置法の一部を改正するというふうになつて参ります。

それから第二の御質問にござります。住宅金融公庫法の一部を改正して、附則で公庫の職員の給与を上げていゝのはおかしいやないかというお話でございます。これはもと／＼からこういう話がありまして、公庫法を改正する際には、こういうふうになつてやるのが至当だという結論が出ておつたのであります。たゞ／＼公庫法をいじりますので、ついでにこれも一緒にやつておけといふので入れたのであります。これは当然にこの法律の結果出て来たんじゃないのであります。この「俸給の百分の二十に相当する金額をこえない範囲内において」と申しますのは、御承知のように国民金融公庫の職員の俸給と住宅金融公庫の職員の俸給を一緒にする必要がある。こういう關係から、国民金融公庫法になつて住宅金融公庫法においても増給する必要があるんだということが、前々から考へられておつたのであります。が、いじらなければ、ついでにかね／＼の主張を入れてやろうということ、こへ入れたわけでありまして。

○村瀬委員 私は從來から、住宅金融公庫の職員の方々が非常に勤務に耐えてよくやつておられますので、その給与については、もつと大幅に待遇を改善せねば、なか／＼能率を上げ得ない

限界に來ておるといふことは、いつも考へておつたのであります。そのこと自体には、まだ少いぐらいだと思つたのであります。私があつたと思つたのは、何かこの第二項が、産業労働者住宅資金通法を設置したために、特に何らかの問題があるのかといふことを感じたからでございます。このこと自体には私は大賛成であります。ただこういう形式といひますか、法の体系上これが正しいかどうかといふことについては、いさゝか疑問を持つものであります。同時に、次のページの3の郵便振替貯金法の一部も、これによつて改正されておる。二つの法律をかえるのであります。これによりまして、加入者に対しては払込金または振替金のみを当該口座に入入れるための取扱ひについて、これを準用するといふのであります。その見定め等もなか／＼困難であります。また、その次の2のところによりまして、前項の償還金を納付するために払い込む場合における払込の料金は、第十八条第一項の規定にかかわらず、十円即時払の料金は、八円とする。とあります。が、第十八条第一項の規定と十円、八円にした——これが高いか安いかわかりませんが、この根拠をお聞きしておきたいと思つております。

○鮎川説明員 ただいまお尋ねになりました第六十三条の二の問題について御説明申し上げます。第六十三条の二を入れましたのは、一つは住宅金融公庫がこの七月から直接にみずから業務を取扱うということになりましたので、住宅金融公庫に償還をする場合には、郵便振替貯金を利用ができるとい

うふうになつたといふために設けたわけでございます。なお、産業労働者住宅につきましても、金融機關を原則としていたしておりますので、産業労働者住宅の資金の借受けの場合につきましても、償還の場合は郵便振替貯金を利用するといふことも考えられますので、この際あわせてここに規定いたしましたわけでございます。

それから第二項につきまして、料金を十円または八円と書いてありますのは、一般の払込みの料金よりも公庫の払込み回収金その他は、公金に準じましてできるだけ安くする。一般の場合、たとえば二十五円の場合も十円になるわけでありまして、できるだけ償還の場合に手数料を安くしたいといふふうな建前から、特に法律で十円、八円というふうになつて安くなりました。

○村瀬委員 安くするならば五円三円でもよいわけでありまして、何か根拠がありますか。

○鮎川説明員 この点につきましては、郵政省といふ／＼相談いたしましたわけでございます。が、一般のい／＼な郵便振替貯金の取扱ひの例といふ／＼にらみ合せまして、大体この程度が妥当だといふところで、この程度にいたしましたわけでありまして。

○山田(長)委員 第八條の貸付を受けるべき者の選定という中に「都道府県労働基準局の意見を参し、よくしなければならぬ」といふことがありますが、労働基準局の意見を参しよくするだけで、労働基準局で何か意見をつけて来た場合に、出さなかつたといふような事態は考えられないのですか。これはどういふことになるのですか。

○師岡政府委員 これは産業労働者の住宅でございますので、一般の住宅事情よりも、その事業場における住宅事情はさらに悪いといふような認定のもとに、そういう必要性を労働基準局の意見として参酌して参るわけでありまして、それはもちろん大体参考にして貸付を決定するわけでございます。

○山田(長)委員 第二條に「事業者生産、販売、運送その他の事業を営み、常時五人以上の従業員を使用する者」と書いてありますが、「その他」とは、一つの例をいへば、どんなものを言いますか。

○鮎川説明員 「その他」といふのは、ここに書いてありますのは、生産、販売、運送といふのは、その他の例でございまして、あとの方に除いてある者以外に入るわけでありまして。たとえば国とか国に準ずる機關とか、地方公共団体以外のものとする事業は、すべて入るわけでありまして。

○山田(長)委員 五人以上の従業員を使用するといふのでしたら、非常に小資本のものが入ることが考えられるのですが、第五條の規定によりまして、何かしら小資本ではなか／＼困難なような感じを受けるのです。こういう場合に位置とか、あるいは安全上及び衛生上良好な場所といふようなことについての認定は、だれがされるのですか。

○師岡政府委員 もちろんこれは貸付にあたりまして、第五條の趣旨に合致するような住宅建設計画であるかどうかを見るわけでございます。お話の二条におきまして、常時五人以上の小事業主も入つてゐるわけでございます。が、これはできるだけ多くの人にこの

制度を利用していただきたいという趣旨でありまして、場合によりましては、そういう事業主が協同して、こういうような賃貸事業を計画することもあり得ると考えられますので、あえて排除しなかつたわけでございます。

○久野委員長 本案につきましては、通告のありました質疑は全部終了いたしました。ほかに御質疑がなければ、本案についての質疑を終了したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議なければ、さよう決定いたします。

次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十二分散会